

ふるさと納税の現状と課題

望まれる体験型返礼品の拡充や魅力ある政策の発信

政策調査部

川口亮

03-3591-1319

ryo.kawaguchi@mizuho-ri.co.jp

- ふるさと納税の受入額が近年急増している。その背景には、寄附者は実質負担2,000円でそれを上回る返礼品をもらえるという仕組みへの認知が広がったことや、制度の拡充がある。
- ふるさと納税には、高所得者に有利な制度であるなど改善すべき点がある一方、自治体の地域活性化や復興支援の方策として有益であるというプラスの面も有する。
- 今後は、体験型の返礼品を拡充したり、魅力的な政策や事業に対する寄附を呼びかけたりする自治体が多く現れることが望まれる。

1. ふるさと納税の導入と現状

昨年あたりからふるさと納税の人気のにわかに高まっている。ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体（都道府県及び市区町村）に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のことをいう。全額が控除される寄附額には上限があり、具体的には、寄附額から2,000円を除いた金額について、①所得税率を乗じた額、および②住民税の基本控除分として10%を乗じた額を控除し、それで控除しきれない金額について、③特例控除分として住民税所得割額の2割を限度に住民税から全額控除する、という形になっている（図表1）。年収や家族構成などにより全額が控除される寄附額は変わるが、例えば年収500万円の給与所得者（单身又は共働き、社会保険料控除額が給与収入の15%と仮定）がふるさと納税をする場合、全額控除される寄附額の目安は61,000円となっている¹。

図表1 ふるさと納税制度に係る控除の概要

適用下限額	①所得税の控除額	②住民税の控除額(基本分)	③住民税の控除額(特例分)
2,000円	$(\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率(注1)}$	$(\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times \text{住民税率(10\%)}$	$(\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times (100\% - 10\%(\text{基本分}) - \text{所得税率})$ (住民税所得割額の2割を限度)
控除外		控除額	

(注) 1. 所得税率は、課税される所得金額により異なる(0%~45%)。なお、2014年度から2038年度については、所得税率は復興特別所得税を加算した率となる。

2. 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

(資料) 総務省より、みずほ総合研究所作成

「ふるさと納税」の議論は、2007年5月に菅義偉総務大臣（当時）が表明した「地方のふるさとで生まれ、進学や就職を機に都会に出て都会で納税する人に、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思でいくらか納税できる制度があってもよいのでは」という問題意識から始まった。実際に現住地と出生地が同じ人の割合は約8割であり、残りの約2割の人は現住地が出生地と異なり、その多くは東京圏や大阪圏などの大都市圏に居住している（図表2）。この新たな納税制度を実現するため2007年6月に総務省により「ふるさと納税研究会」が立ち上げられ、そこで「ふるさと」の概念や控除方式のあり方などが話し合われた。そして、同研究会における議論の結果が2007年10月に「ふるさと納税研究会報告書」としてまとめられ、これを基に2008年度からふるさと納税制度が導入されている。

ふるさと納税の受入額は、2012年頃までは年間100億円前後の水準で推移していたが、近年急増している（2014年度389億円、2015年度1,653億円）（図表3）。その要因としては、ふるさと納税という制度が広く周知されてきたことや、制度そのものの拡充が図られてきたことがあげられる。また、多くの自治体は寄附者に対して返礼品を送付している²。返礼品は2,000円を上回るものも多く、寄附者は実質負担2,000円でそれを上回る返礼品を寄附した自治体からもらえる仕組みとなっている。この仕組みがメディアで取り上げられ、ふるさと納税制度が人々に認知されるようになった。また、2015年度からは、寄附金のうち2,000円を超える部分が全額控除されるふるさと納税枠が約2倍に拡充されたほか、確定申告が不要な給与所得者などについて、ふるさと納税先団体が5団体までであれば控除のための確定申告を要さない制度が始まるなど、個人が寄附しやすいように制度改正が行われた³。

今後についても、ふるさと納税制度を利用してみたいと考えている人が4割強存在しているのに対

図表2 出生地ブロック別にみた現住地ブロックの割合（％）

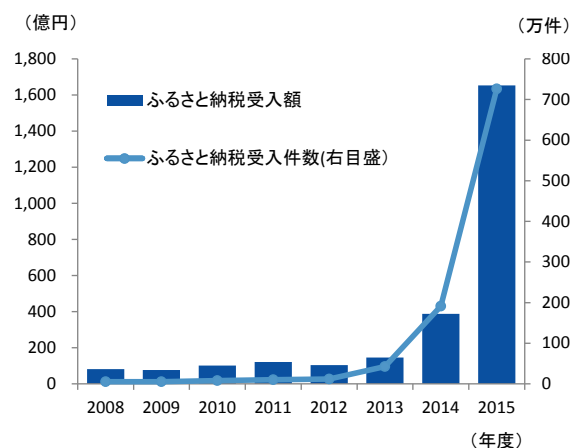
		現住地										
		北海道	東北	北関東	東京圏	中部・北陸	中京圏	大阪圏	京阪周辺	中国	四国	九州・沖縄
出生地	北海道	81.1	0.7	0.9	11.2	2.2	1.8	0.6	0.0	0.2	0.2	1.0
	東北	2.0	58.0 (注1)	3.7	30.4 (注1)	2.4	1.1	1.1	0.3	0.2	0.1	0.6
	北関東	0.2	0.1	81.3	15.1	1.0	0.8	0.6	0.3	0.2	0.0	0.4
	東京圏	0.4	0.1	2.7	80.4	1.7	1.3	1.5	0.4	0.6	0.1	0.9
	中部・北陸	0.2	0.0	1.1	11.7	81.6	2.9	1.4	0.4	0.4	0.0	0.2
	中京圏	0.0	0.0	0.3	5.0	1.5	89.9	1.5	0.7	0.3	0.1	0.8
	大阪圏	0.1	0.0	0.1	5.9	1.3	2.4	79.9	6.8	1.4	0.5	1.5
	京阪周辺	0.0	0.1	0.0	4.1	0.9	1.9	10.9	80.4	0.9	0.0	0.7
	中国	0.1	0.1	0.1	6.8	0.7	1.9	7.0	0.7	79.7	0.6	2.1
	四国	0.0	0.1	0.4	6.4	0.8	1.8	9.8	1.2	2.6	75.8	1.0
	九州・沖縄	0.2	0.0	0.4	8.1	0.9	2.6	4.2	0.7	1.7	0.3	80.8

(注) 1. 2011年（東日本大震災発生）に実施された調査であり、調査時点（7月1日）に岩手、宮城、福島県の3県に居住していた人が含まれていないことに留意する必要がある。

2. 北関東：茨城、栃木、群馬/東京圏：埼玉、千葉、東京、神奈川/中部・北陸：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡/中京圏：岐阜、愛知、三重/大阪圏：京都、大阪、兵庫/京阪周辺：滋賀、奈良、和歌山。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「第7回人口移動調査」より、みずほ総合研究所作成

図表3 ふるさと納税の受入額及び受入件数



(注) 受入額及び受入件数については、各自治体で「ふるさと納税」と整理しているもの（法人からの寄附を含む自治体もあり）。

(資料) 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より、みずほ総合研究所作成

し、すでに利用している人が10数%であるという民間の調査結果⁴などを踏まえると、ふるさと納税の受入額は今後も増加していくことが期待される⁵。

また、2016年度からは個人版のふるさと納税に加え、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）が始まっている。いままで企業が自治体に寄附すると、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があった。企業版ふるさと納税は、さらに寄附額の3割に相当する額の税額控除を上乗せし、合わせて6割の税負担軽減を企業が受けられる制度である⁶。企業版ふるさと納税については、現在（2016年11月25日時点）157事業が国から認定を受けており、今後は認定を受けた事業が実施段階に入るとともに、引き続き新たな事業の認定も行われる見通しだ。

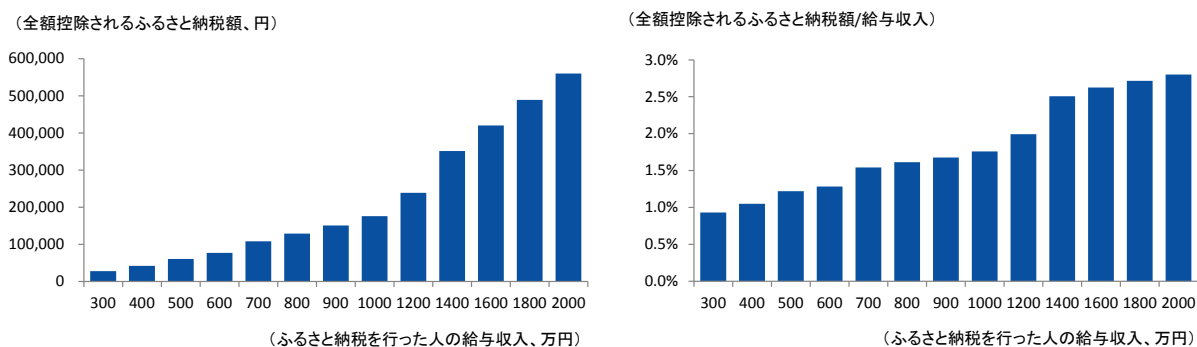
2. 更なる改善が望まれるふるさと納税制度

ふるさと納税が開始されて以降、これまで様々な制度改正が行われ、その受入額は順調に増加している。ただ、ふるさと納税にはいくつかの問題点とそれに応じた課題も指摘できる。

1つ目は、ふるさと納税が高所得者に有利な制度であるという点だ。先述したように、ふるさと納税は、寄附を行う本人の給与収入が高いほど、全額控除される額が多くなる仕組みとなっている（図表4）。今後もふるさと納税の受入額が増加することが予想されるなか、このように高所得者ほど有利となっている現状は何らかの見直しが必要であろう。具体的には、全額控除される額に一定の上限（例えば10万円程度）を設けることなどが考えられる。

2つ目として、ふるさと納税により、税収が大都市圏から地方へ流出しているという点が挙げられる。ふるさと納税の受入額は大都市圏よりも地方の方が多い一方、個人住民税の控除額については地方よりも大都市圏の方が多い（図表5）。つまり、人口が多い大都市圏の人が地方に対してふるさと納税を行っており、その分大都市圏の税収が減少しているという実態が分かる。加えて、交付税交付団体は、ふるさと納税に伴い減収となった金額の75%分について国からの交付税措置が講じられるのに対し、大都市圏の自治体に多い不交付団体はこうした措置が行われない。この状況について、大都市圏の自治体からは不満も示されているが、他方で、東京都の一部自治体などでは、返礼品を充実させるなど

図表4 全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安



(注) 1. 独身または共働きのケース。年収や家族構成などにより全額控除されるふるさと納税額は変わる。

2. 社会保険料控除額については、給与収入の15%と仮定。

(資料) 総務省より、みずほ総合研究所作成

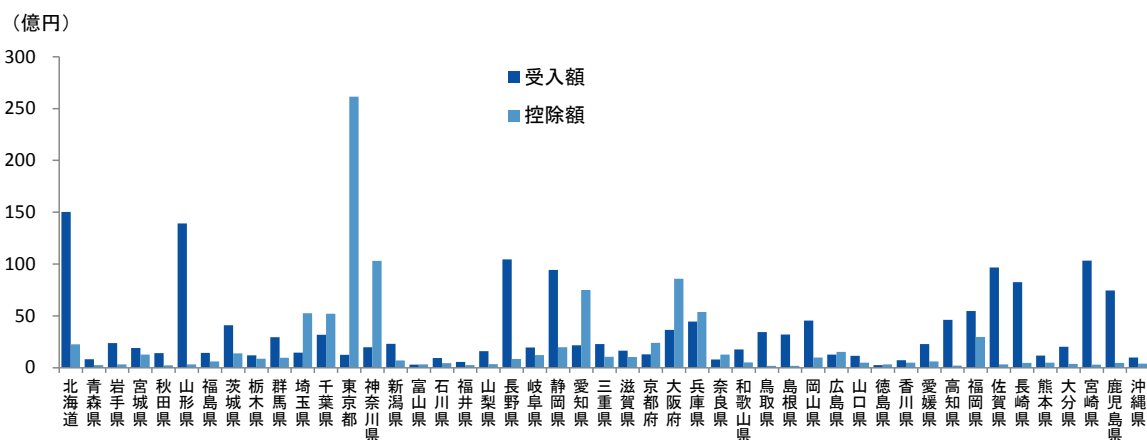
ふるさと納税に力を入れ始めるといった動きもみられる。将来的に、こうした大都市圏の自治体における取り組みがさらに広がっていけば、ふるさと納税に係る税収の流れが変化する可能性もあるだろう。

3つ目は、現在のふるさと納税の制度が本来の趣旨から逸脱したものとなっている点である。ふるさと納税を行っている寄附者の多くは、寄附によりもらえる特典などを目当てにふるさと納税を行い、寄附の使われ方について関心が薄い。民間の調査結果⁷を見ても、個人がふるさと納税を行った理由として「自分のふるさとに貢献したいから（12.0%）」、「寄付金の使い道に賛同または共感したから（16.1%）」の割合よりも、「寄附の特典が魅力的だったから（71.8%）」、「税金が軽減されるから（47.8%）」と回答する割合の方が高くなっている。

こうした状況は、ふるさと納税制度の導入の趣旨に照らせば望ましいものとは言い難い。それゆえ、ふるさと納税制度を廃止すべき、控除における特例分をなくすべきとの意見もみられる。ただ、こうしたふるさと納税がもたらすマイナス面だけでなくプラスの面も併せて議論されるべきであろう。プラスの面としては、ふるさと納税が自治体の地域活性化や復興支援の方策として有益であるということがいえる。現在、より多くの人から寄附をしてもらおうと、自治体間でいい意味での返礼品競争が起こっており⁸、その中で地元の特産品を全国にPRできた自治体や、ふるさと納税の受入額（返礼品に係る経費は考慮しない）が地方税収を上回る自治体が現れている。また、東日本大震災や熊本地震の際には、ふるさと納税を通じて全国から被災地を応援しようと返礼品をもらわない形での寄附が被災地に集まったという事実がある。こうした寄附は、ふるさと納税が自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度だからこそ起きた現象といえるだろう。

上記のように、ふるさと納税の制度が地域活性化の有効な手段となっていることや、被災した自治体に全国から多くの寄附が集まったという事例もあることを踏まえると、単にふるさと納税を廃止しようという議論ではなく、ふるさと納税のプラス面をさらに活かす方向性を考え、制度の改善を続けていく方がより生産的だと考えられる。

図表5 都道府県別ふるさと納税受入額と控除額



(注) 1. 受入額は、2015年度の数値。控除額は2015年の数値。

2. 控除額は、個人住民税の寄付金税額控除額。

(資料) 総務省より、みずほ総合研究所作成

3. よりよいふるさと納税制度を目指して

ここまで、ふるさと納税制度の問題点や課題について考察してきたが、今後のふるさと納税については、地域活性化により有機的につながるという意味での工夫が必要だ。具体的には、各自治体において「体験型」の返礼品を拡充することが考えられる。体験型の返礼品とは、自治体のテーマパークや温泉施設の入園券、ラフティングや農業体験など、寄附者が寄附先に足を運び、参加し楽しんでもらう形の返礼品である。実際に寄附者が寄附した自治体を訪れてもらい、そこで消費活動を行ってもらった方が、自治体にとって寄附者に対して単に返礼品を送るという行為だけで終わるよりもより地域の活性化につながるはずである。

ただ、体験型の返礼品がモノの返礼品と同じ返礼割合では、寄附者が実際に旅行に行こうという強い動機にまでつながらない可能性がある。そこで、ふるさと納税に伴い寄附者が実際に寄附を行った自治体に旅行に行く際は、国や都道府県が宿泊費等を補助することが有効な政策手段になると考えられる。具体的には、自治体が行うふるさと納税の返礼品である体験型の返礼品に併せて国や都道府県が宿泊料の一部を負担するチケット（宿泊クーポン）を添付することなどである⁹。国においても、過去に個人旅行に対し割引を行う政策を実施している¹⁰。単に寄附してくれた人に対してモノを送って終わりとするのではなく、ふるさと納税をより地域活性化のために役立つ制度としていくためにも、実際に寄附者に来てもらう体験型の返礼品にのみ宿泊クーポンというプレミアムを付けることは有効な方法と思われる。加えて、被災地にふるさと納税をした人に対し国などから被災地での宿泊クーポンを発行するという方法も有効であろう。

また、より本質的には、個人が応援したくなるような事業を自治体が積極的にアピールすることも必要と考えられる。現状においては、寄附者は寄附の使われ方に関心が薄く、自治体でも寄附をどのような事業に使うか具体性を欠いたり、活用実績について十分な開示が行われていないところがみられる。本来望まれるのは、仮に返礼割合が低くても、魅力的な政策や事業を積極的に発信し、それに対する「寄附」という形での支援を呼びかける自治体が多く現れることであろう。モノの返礼品を通じた地域PRに偏った感のあるふるさと納税の現状は、制度が創設された当初の意義とはやや異なった方向を向いているようにもみえる。「モノ（＝返礼品）」の競争から、「コト（＝政策・事業）」の競争へとシフトしていくことが、今後のふるさと納税には期待される。

参考資料

- ・総務省ホームページ（ふるさと納税ポータルサイト、ふるさと納税研究会）
- ・内閣府地方創生推進事務局ホームページ
- ・加藤慶一（2010）「ふるさと納税の現状と課題—九州における現地調査を踏まえて—」（国会図書館及び立法考査局「レファレンス」（平成22年2月号））
- ・片山善博（2016）「愚かなり、ふるさと納税 不道德で不毛な競争」（日本経済新聞社『日経グローバル』（2016年10月17日号））
- ・保田隆明（2014）「地方自治体のふるさと納税を通じたクラウドファンディングの成功要因—北海道東川町のケース分析—」（小樽商科大学「商学討究」（第64巻第4号））

-
- ¹ 総務省ふるさと納税ポータルサイトより。
 - ² 2016年4月30日時点において、返礼品を送付している自治体は90.5%。
 - ³ 確定申告が不要になる制度を利用した場合、所得税からの控除は行われず、全額が翌年度分の住民税から控除される。
 - ⁴ 株式会社インテージリサーチ「全国ふるさと納税3万人の実態調査」(2016年3月実施)。
 - ⁵ 2016年度のふるさと納税の受入額が2015年度の1.6倍(約2,600億円)程度になる見通し、との報道もある。
 - ⁶ 1回当たり10万円以上の寄附が対象。地方交付税の不交付団体である都道府県への寄附については対象とならないなど一定の要件がある。
 - ⁷ 注4に同じ。
 - ⁸ 総務省から自治体に対し、①返礼品の価格の表示を行わない、②金銭類似性の高いもの(プリペイドカードなど)を送付しないなど、ふるさと納税の趣旨を踏まえた良識ある行動を行うよう要請していることもあり、多くの自治体が返礼割合の上限を5割程度にするなど、過度な返礼品競争については現時点において一定の歯止めがかかっているとみられる。
 - ⁹ 観光業においては、繁忙期が土日祝日などに集中するため、平日の宿泊に対してのみ補助するなどの方法も考えられる。
 - ¹⁰ 国において、2015年度にふるさと旅行券、2016年度には九州ふっこう割の政策を実施。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。